11　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　請求者の生年月日に関する市町村長の証明書、戸籍の抄本又は法定相続情報一覧図の写し（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該請求者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　被保険者又は被保険者であつた者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　被保険者又は被保険者であつた者と請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し

四～十一　（略）

（国民年金法施行規則の一部改正）

第二条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（死亡の届出） **第四条**　法第百五条第四項の規定による被保険者（第三号被保険者を除く。以下この項において同じ。）の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 三　被保険者の基礎年金番号 2　法第百五条第四項の規定による第三号被保険者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 三　第三号被保険者の基礎年金番号 四・五　（略） 3・4　（略） （死亡の届出） **第二十四条**　法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 二の二　受給権者の基礎年金番号 三・四　（略） 2～7　（略）	（死亡の届出） **第四条**　法第百五条第四項の規定による被保険者（第三号被保険者を除く。以下この項において同じ。）の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を市町村長に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 三　被保険者の個人番号又は基礎年金番号 2　法第百五条第四項の規定による第三号被保険者の死亡の届出は、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書又はこれらの事項を記録した光ディスクを機構に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 三　第三号被保険者の個人番号又は基礎年金番号 四・五　（略） 3・4　（略） （死亡の届出） **第二十四条**　法第百五条第四項の規定による老齢基礎年金の受給権者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から十四日以内に、機構に提出することによつて行わなければならない。 一・二　（略） 二の二　受給権者の個人番号又は基礎年金番号 三・四　（略） 2～7　（略）